

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、準都市計画区域を次のとおり指定します。

平成 21 年 7 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康

1 準都市計画区域の名称

小城準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

小城市三日月町久米、甲柳原、石木、長神田、道辺、三ヶ島、堀江、金田及び樋口の全部並びに織島の一部並びに芦刈町の全部

（佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課及び佐賀土木事務所に備え置く準都市計画区域図のとおり）